

- ✓ 児童虐待に係る取組については、未然防止、早期発見・早期対応や虐待を受けた児童生徒の支援が重要であり、学校・家庭・地域社会・関係機関が密接に連携することが必要。

1. 学校等における児童虐待への対応

①学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の周知

○児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないことなどを周知。

②児童虐待対応の手引き等の作成・配布、教職員研修の実施

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、周知

○養護教諭のための児童虐待対応の手引きを作成し、配布

○教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、周知

○独立行政法人教職員支援機構における研修において、「児童虐待への対応」を取り上げ

③生徒指導等の観点から、児童虐待への対応・解決に貢献する取組を推進・周知

○要保護児童対策地域協議会(要対協)へ学校や教育委員会が参画するよう、生徒指導担当者連絡会議等において周知・促進

○スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した学校の教育相談体制の充実(参考①)

○SNS等を活用した相談体制の整備(参考②)

○スクールロイヤーによる教育委員会の法務相談体制の整備(参考③)

④未然防止・早期発見に資する家庭教育支援の推進

○地域における家庭教育支援の取組において、支援が届きにくい家庭への対応等の充実(参考④)

○家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者向けに「児童虐待への対応のポイント」を作成し、周知 等

2. 学習指導要領に基づく学校教育の実施

○家族や家庭生活についての理解、生命の尊重、幼児との触れ合いを通じた幼児への理解・関わりを深めるなどの指導を実施

○人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことについて指導を実施

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和2年度予算額（案）6,671百万円
（前年度予算額 6,460百万円）



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額（案）：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

補助制度

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

基盤となる配置

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**
- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**（新規）
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**
- スーパーバイザーの配置：**67人**（新規）

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額（案）：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**（新規）
- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**（新規）
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**
- スーパーバイザーの配置：**67人**（←47人）

SNS等を活用した相談事業

令和2年度予算額（案） 210百万円
（前年度予算額：210百万円）

参考②

文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

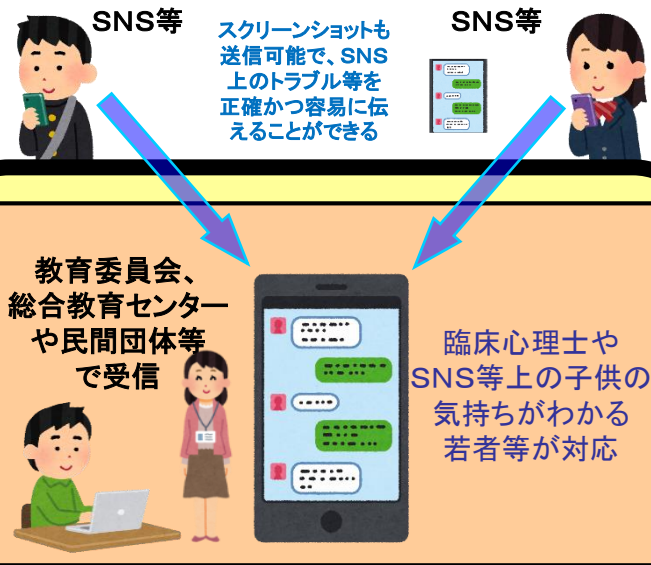
（参考）

H30年[平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間（令和元年度版情報通信白書（総務省））
10代：携帯電話3.1分、固定電話0.0分、ネット通話5.1分、ソーシャルメディア利用71.6分、メール利用13.5分

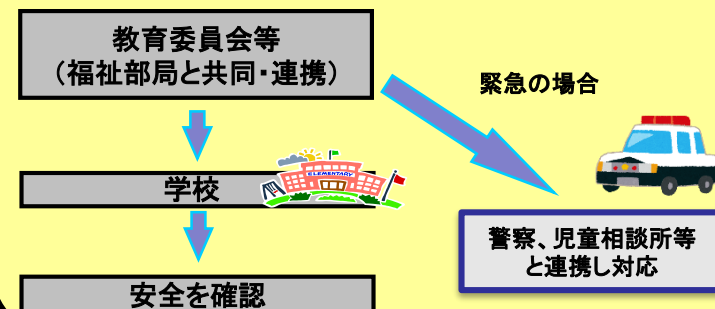
<事業概要> ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援 ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究

- 事業形態：①補助事業（補助率：定額） ②委託事業
- 実施主体：①原則、都道府県・指定都市
※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。
②民間団体等
- 実施箇所：①30箇所 ②1団体
- 事業内容：
 - ・相談対象者：原則、児童生徒
 - ・相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。
 - ・実施内容：
 - ①既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。（既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。）
 - ②相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行いつつ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

【イメージ】SNS等を活用した相談



（例）自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。



教育委員会の法務相談体制の整備

【背景】

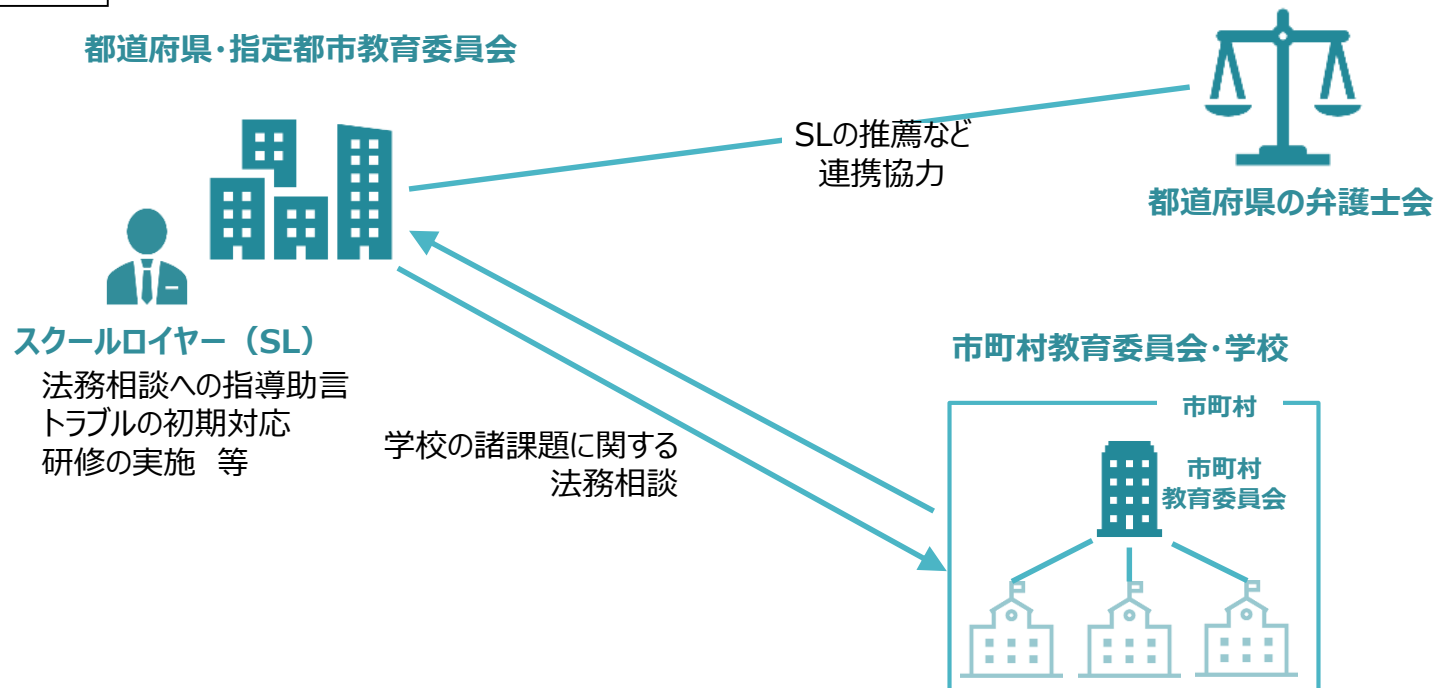
- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に上記の法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、

令和2年度より、普通交付税措置

※標準的な規模の都道府県で130万円を積算。
（指定都市についても都道府県に準じて措置）

体制イメージ（例）



国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がいない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,850件(速報値)(H30)(H11年度に比べて、約13.7倍)〕

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等（指定都市、中核市を含む）の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3）

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成

地域の多様な人材の参画
(例)



家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員等の配置

- 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

【チーム構成員の例】

子育て経験者、元教員、PTA関係者、SW、民生委員、児童委員、保健師等

家庭教育を支援する取組

保護者への学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）

親子参加型行事の実施

- 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

相談対応や情報提供

- 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施

支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）

- 家庭教育支援員等に対する研修強化（子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応）

- 関係機関との協議・連携による情報共有等の実施

- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施
(※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に出向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手等）)